

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

立 山 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤をめぐる現況	1
2	農業経営基盤をめぐる課題	1
3	農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向	2
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	4
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	11
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2	立山町が主体的に行う取組	14
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	14
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	15
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	地域計画推進事業に関する事項	16
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項	17
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
第 7	その他	21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤をめぐる現況

立山町は県中部に位置し、東部に 3,000m級の立山連峰がそびえ、それを源とする常願寺川を境に西と南は富山市と接し、東は後立山連峰で黒部市、長野県大町市と接し、北は上市町、舟橋村と接する、総面積 30,731 h a の水と緑の豊かな自然環境に恵まれた美しい町である。

豊富な水と、早くから整備された農業生産基盤を有効に活用した、稲作を中心とする水田農業が営まれている。

立山町の農家数は、減少傾向にあり、兼業農家数が平成7年以降 1,500 戸程度減少している。また、農業従事者数は、県全体と比較すると比率が高いものの、農業後継者である若年労働者の農業離れが多く見られ、高齢者（65 歳以上）の割合が年々高まって担い手不足が顕在化している。

立山町の令和4年の新規就農者は3人であり、過去5年間では、微増の状況となっているが、町産農畜産物の生産量の維持、拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

耕作面積は、毎年減少しているが、田畑別にみると、水田率は 93.8%となっている。土地改良事業が昭和40年代から本格的に始まり、ほ場は1筆 30 a 平均で区画されており、整備率は全国平均 66%を上回る 87.1%で全国平均以上である。

農地の担い手集積率は、令和4年度で 60.8%となっている。

農業生産額は、米に大きく依存した構造となっている。なお、農家所得に占める生産農業所得の割合は低く、農外所得に依存した状況となっている。

2 農業経営基盤をめぐる課題

このような現状の中で、今後、立山町農業の経営基盤の強化を図っていくためには、次の点を考慮する必要がある。

第1に、立山町農業の体質強化を図るため認定農業者や集落営農組織など、効率的かつ安定的な経営を行う担い手を育成し、これら担い手が地域農業を担う営農体制を確立する必要がある。

また、経営規模の拡大や水稻直播栽培等の低コスト化、経営の法人化、経営管理能力の向上など、担い手の経営発展に向けた取組を強化し、6次産業化等による経営の多角化、園芸作物の導入による複合化など意欲的な経営展開を支援する必要がある。

第2に、後継者難を背景とした担い手の高齢化は、農業構造の脆弱化や地域社会の活力低下を招く恐れがあり、新規就農者の定着支援、後継者や従業員の資質向上など、次代を担う新規就農者の育成確保と女性が意欲をもって経営に参画できるよう努め、併せて高齢者の積極的な役割発揮を誘導する必要がある。

第3に、高生産性農業を実現し、農村の生活と自然環境を維持するためには、農地の無秩序な廃棄を抑制するとともに、面的な広がりをもった集団的な優良農地を確保する必要がある。

第4に、消費者ニーズが多様化する中で、生産から流通に至るまでの低コスト化や効率化を

徹底するとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る。また、高品質な農畜産物を生産・販売するために、化学肥料・農薬の低減など先進的な営農に積極的に取り組み、有機肥料等による良質な土づくりを推進し、環境にやさしい高付加価値農業を展開する必要がある。

3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

このような現状と課題に対応し、「農業振興地域整備計画」の方向に沿いつつ、立山町農業を今後とも根幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要となっている。

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を、効率的かつ安定的に経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を担う担い手について、令和13年における目標を明らかにする。

その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、立山町農業の健全な発展を図るものとする。

立山町が目標とすべき農業経営としては、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（常時従事者2,000時間程度）の水準の達成を図りつつ、地域他産業従事者と遜色のない年間の農業所得水準（主たる従事者1人当たり概ね500万円）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営体である。

また、新規就農者の確保・育成に関する目標については、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や富山県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標、年120人以上を踏まえ、立山町においては年間4人以上の当該青年等の確保を目標とする。労働時間・農業所得に関する数値目標としては、他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（上記に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業などの活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の積極的な促進を図り、認定農業者等の規模拡大を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織を育成する。就農希望者に対しては、就農相談、職業紹介、農業体験、就農準備研修等による支援を行う。

また、主穀作経営に園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

畜産、園芸などについては、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成等を推進する。

更に、この目標の円滑な達成に向け、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対する計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を重点的に行う。

これらの経営については、企業的な経営管理等による経営体質の強化、新たな人材の受け入れ等による経営の円滑な継承・永続性の確保を図り、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。

なお、これらの経営体等と小規模な兼業農家・高齢農家・土地持非農家との間で用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にした上で相互にメリットを享受できるよう、多面的機能支払交付金等を活用し、連携協力していくことを通じて健全なコミュニティの発展を図る。

また、生産性の向上を図るため、農業生産基盤に欠かせない、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努めるほか、認定農業者や農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連坦化を図る。

今後の地域農業を活性化していく上で、農業者自身の意志と実践が基本となることから、まず農業者自らが低コスト化や高付加価値化などの課題を解決し、個別経営の体質を強化していくことが大事である。またここでは解決できない問題については、営農の組織化やよりスケールメリットが発揮できる広域的な営農連携を地域ぐるみの協働の力で補うために、地域における話合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画を促すことが重要である。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標を、主要な営農類型について示すと次のとおりである。

〔認定農業者：家族経営〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀作 水 稲 + 大 麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水 稲 14.6ha （うち直播） 4.6ha 大 麦・大 豆 8.4ha 〈経営面積〉 23.0ha	〈資本装備〉 農作業舎（150 m ² ） 1 棟 育苗ハウス（50 坪） 4 棟 トラクター（40PS 級） 1 台 コンバイン（5 条） 1 台 多目的田植機 （6 条施肥機付き） 1 台 乾燥機（大豆兼用） 2 台 育苗関連機材 1 式 大豆コンバイン （刈幅 1.5m） 1 台	・経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・パソコンを活用した複式簿記記帳による経営管理の実証 ・青色申告の実施 ・経営管理研修への積極的な参加 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大	・家族経営協定の締結による従事者毎の役割分担の明確化 ・給与制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
複合経営 水 稻 + 大 麦 + 大 豆 + 軟 弱野菜	〈作付面積等〉 水 稻 13.3ha 大 麦・大 豆 7.5ha み ず な 0.2ha 〈経営面積〉 21.0ha	〈資本装備〉 農作業舎 (150 m ²) 1 棟 育苗ハウス (60 坪) 11 棟 トラクター (40PS 級) 1 台 コンバイン (5 条) 1 台 田植機 (6 条側条) 1 台 乾燥機 2 台 乗用管理機 1 台 選別・計量器 1 台 保冷库 1 台 コンビシーダー 1 台 農作業舎 (60 m ²) 1 棟 ・大麦跡に大豆を作付けし、土地の高度利用を図る。	・経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・パソコンを活用した複式簿記記帳による経営管理の実証 ・青色申告の実施 ・経営管理研修への積極的な参加 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大	・家族経営協定の締結による従事者毎の役割分担の明確化 ・給与制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
チューリップ球根 + 水稲	〈作付面積等〉 水 稻 6.7ha チューリップ 2.8ha 〈経営面積〉 9.5ha	〈資本装備〉 トラクター 1 台 球根堀取機 1 台 球根植込機 (成畦) 1 台 球根摘花機 1 台 畦立機 1 台 防除機 (自走) 1 台 球根調整機 1 台 田植機 1 台 コンバイン 1 台 防湿機 1 台 球根管理機 1 棟	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給料制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
白ねぎ + 水稲	〈作付面積等〉 水稲 3.5ha 白ねぎ 1.5ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈資本装備〉 トラクター 1台 皮剥機 1台 管理機 1台 堀取機 1台 結束機（電動） 1台 育苗機（ぼつと有） 1台 根葉切り機 1台 コンバイン 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス 1棟	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給料制の導入
水稲 + 施設苗（花）	〈作付面積等〉 水稲 1.0ha 施設（温室） 2,000 m ² 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本装備〉 鉄骨ハウス 864 m ² 1棟 パイプハウス 284 m ² 4棟 播種機 1台 暖房機 1台 防除機（自走） 1台 トラック 1台 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 軽トラック 1台 作業台車（運搬） 10台	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給料制の導入
肉用牛（和牛肥育）	〈飼育頭数等〉 肥育牛 100頭 〈経営面積〉 飼料作 7.0ha	〈資本装備〉 肥育畜舎 1棟 堆肥舎 1棟 飼料生産機械 1式 〈3戸の共同利用〉 〈その他〉 稲わら回収 30ha	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 ・省力機械の導入	・休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 肉 用 牛一貫	〈飼育頭数等〉 繁殖牛 35 頭 肥育牛 50 頭 〈経営面積〉 水 稻 3.0ha 飼料作 5.0ha	〈資本装備〉 トラクター 1 台 田植機 1 台 コンバイン 1 台 繁殖牛舎 1 棟 肥育牛舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 飼料生産機械 1 式 〈3 戸の共同利用〉 〈その他〉 稲わら回収 15ha	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施 ・省力機械の 導入	・休日制の導入
養 豚	〈飼育頭数等〉 繁殖母豚 100 頭 繁殖雄豚 7 頭 肥育豚（常時） 1,100 頭	〈資本装備〉 繁殖豚舎 1 棟 肥育豚舎 2 棟 堆肥舎 1 棟 浄化槽 1 基 家畜・堆肥運搬車 1 台 〈その他〉 経営形態は、一貫経営	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施 ・優良系統品 種の確保	・休日制の導入
採卵鶏	〈飼育頭数等〉 飼育可能羽数 47 千羽 成鶏常時飼養羽数 42 千羽 育雛 16 千羽 成鶏 42 千羽	〈資本装備〉 育雛成育舎 400 m ² 成鶏舎 1,460 m ² 鶏ふん処理舎 670 m ² 収卵舎 88 m ² 自動集卵システム 1 式 自動給餌機 1 式 〈その他〉 育雛・成鶏飼養の一貫経営 自動給餌・収卵システム等 による省力化	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施 ・優良系統品 種の確保	・休日制の導入

[認定農業者：法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水 稲 + 大 麦 + 大 豆 + 白 ね ぎ (複 数 戸 で 構 成 し た) 農 事 組 合 法 人 を 想 定	〈作付面積等〉 水 稲 19.1ha 大 麦・大 豆 6.9ha 白 ね ぎ 4.0ha 〈経営面積〉 30.0ha	〈資本装備〉 農作業舎 (150 m ²) 1 棟 育苗ハウス (50 坪) 4 棟 トラクター (40PS 級) 1 台 多目的田植機 (8 条施肥機付き) 1 台 コンバイン (5 条) 1 台 大豆コンバイン (2 条) 1 台 乗用管理機 1 台 育苗関連機械 1 式 乾燥機 2 台 全自動移植機 収穫機 根葉切り皮むき機 自動結束機 ・白ねぎは機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培に取り組む ・麦跡の大豆 100%作付による土地の高度利用を図る ・ハウスねぎの導入による作期幅の拡大により周年就業体制の確立を図る。	・経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・パソコンを活用した複式簿記の実施 ・青色申告の実施 ・経営管理責任者の配置 ・経営管理研修への積極的な参加 ・労務管理の充実と雇用労働の確保 ・地域からの信頼に基づく農地の連坦化・集団化と経営規模の拡大	・従事者毎の役割分担の明確化 ・休日制の導入 ・給与制の導入 ・社会保険等への加入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水 稲 + 大 麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水 稲 50.9ha 大 麦 ・ 大 豆 29.1ha 〈経営面積〉 80.0ha	〈資本装備〉 農作業舎（330 m ² ） 2 棟 育苗ハウス（60 坪） 8 棟 トラクター（40PS 級）1 台 (60PS 級) 2 台 普通型コンバイン（2.6m） 1 台 自脱型コンバイン（6 条） 1 台 田植機（8 条） 2 台 (8 条多目的) 1 台 育苗関連機械 1 式 乗用管理機 3 台 乾燥機（80 石大豆兼用） 4 台 大麦播種機 3 台 大豆播種機 3 台 ・大型機械装備による効率化を図る。 ・麦跡の大豆 100%作付による土地の高度利用を図る。	・経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・パソコンを活用した複式簿記の実施 ・青色申告の実施 ・経営管理責任者の配置 ・経営管理研修への積極的な参加 ・労務管理の充実と雇用労働の確保 ・地域からの信頼に基づく農地の連坦化・集団化と経営規模の拡大	・従事者毎の役割分担の明確化 ・休日制の導入 ・給与制の導入 ・社会保険等への加入 ・臨時雇用の確保による農繁期の加重労働の防止 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

〔集落営農組織〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稻＋大麦 ＋大豆 任意組合を 想定	〈作付面積等〉 水稻 9.1ha 大麦・大豆 10.9ha 〈経営面積〉 30.0ha	〈資本装備〉 農作業舎 (300 m ²) 1 棟 育苗ハウス (50 坪) 5 棟 トラクター (30PS 級) 2 台 コンバイン (4 条) 2 台 田植機 (6 条) 2 台 育苗関連機械 1 式 大豆コンバイン (刈幅 1.5m) 1 台 〈その他〉 ・麦跡は 100%大豆を作付 けする。 ・乾燥調整は共乾施設を利用する。	・パソコンを 活用した複 式簿記の実 施 ・リーダーを 中心に法人 化に向けた 組織運営管 理 ・経営管理研 修への積極 的な参画	・従事者毎の役 割分担の明 確化 ・高性能機械の 省力技術の 導入による 効率的な農 作業の実施 ・必要な作業免 許取得によ る安全性の 向上及び、施 設設備の充 実等による 作業の快適 化

農業者が自ら自然災害等に備え、適切なセーフティーネットの加入や農業版BCP（事業継続計画書）を作成することとする。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
主穀作 水 稲 + 大 麦 +大豆	〈作付面積等〉 水稲 9.5ha 大麦・大豆 5.5ha 〈経営面積〉 15.0ha	〈資本装備〉 農作業舎 1棟 育苗ハウス 2棟 トラクタ（30PS級） 1台 コンバイン（4条） 1台 田植機（6条側条） 1台 乾燥機 1台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン（2条） 1台 〈その他〉 ・親元で就農し自家で所有する機械・施設を活用する。	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施 ・パソコン利 用 ・経営管理責 任者の配置	・従事者毎の役 割分担の明 確化 ・休日制の導入 ・給与制の導入 ・臨時雇用者の 確保による 農繁期の加 重労働の防 止 ・必要な作業免 許取得によ る安全性の 向上及び、施 設設備の充 実等による 作業の快適 化

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
園芸（施設野菜） 軟弱野菜	〈作付面積等〉 こまつな 0.165ha (年間7作) 〈経営面積〉 0.165ha	〈資本装備〉 ハウス 10棟 作業用ハウス 1棟 トラクタ（20PS級） 1台 動力噴霧器 1台 コンビシーダー 1台 保冷库 1台 〈その他〉 ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 ・パソコン利用 ・経営管理責任者の配置	・従事者毎の役割分担の明確化 ・休日制の導入 ・給与制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
園芸（露地野菜） ねぎ	〈作付面積等〉 ねぎ 1.0ha	〈資本装備〉 育苗ハウス（35坪） 1棟 トラクタ（30PS級） 1台 小型乗用管理機 1台 調製機類 1式 他 (その他) ・地域内の遊休機械類等を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 ・パソコン利用 ・経営管理責任者の配置	・従事者毎の役割分担の明確化 ・休日制の導入 ・給与制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
園芸（露地野菜） さといも	〈作付面積等〉 さといも 0.8ha	〈資本装備〉 トラクタ（30PS 級） 1 台 植付機 1 台 掘取機 1 台 動力噴霧器 1 台 他 〈その他〉 ・選果は J A の共同選果場を利用する。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 ・パソコン利用 ・経営管理責任者の配置	・従事者毎の役割分担の明確化 ・休日制の導入 ・給与制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

第 4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

立山町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように人材の育成を積極的に推進する。

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業の基幹作物である水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

加えて、立山町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 立山町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

このため、立山町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して立山町地域担い手育成総合支援協議会を設置すること等により、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、市町村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気

づくり、コミュニティづくりを行う。

- ③ 立山町地域担い手育成総合支援協議会は、アルプス青年農業者立志会等への加入を促し、青年農業者同士の交流を図るほか、立山舟橋商工会、株式会社たてやま等と連携して、生産物の販路の確保を支援する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、立山町地域担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

項 目	内 容	数値目標
農 用 地 の 利 用 集 積 及 び 面的集積	個別経営、法人経営等の効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体等の担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	90%
	農用地の面積集積については、農地中間管理事業や特例事業を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	
認 定 農 業 者 の確保育成	優れた技術力や経営マインドを有し、経営体質の強い経営を 目指し自主的な取り組みを進める個別経営及び法人経営を認 定農業者として育成する数の目標	130 経営体
集 落 営 農 組 織の育成	一定条件を満たす集落営農組織として育成する数の目標	10 組織

この目標の達成に向けて、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担

い手への農用地の集積を加速するように進めることとする。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めることとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

立山町は、富山県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、立山町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

立山町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップや農業経営改善計画の期間終了後の新たな計画の作成を支援・指導及び、家族経営における農業改善計画の共同申請、共同経営者として地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図る取り組みを促進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

立山町は、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

(1) 協議の場の設置の方法（法第18条第1項）

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まり

を積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を立山町農林課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準（第 19 条第 1 項）

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他農地中間管理事業等による農用地の利用権の設定等の促進に関する事項（法第 4 条第 3 項第 1 号）

立山町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

立山町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助言するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外できる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農地の効率的かつ総合的な利

用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図る為の措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

- ① （２）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6-1 号の認定申請書を立山町に提出して、農用地利用規程について立山町の認定を受けることができる。
- ② 立山町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 立山町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を立山町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農

用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること
が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促
進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下
「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地
利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の１に掲げる事項のほか、次の
事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に
関する事項

- ③ 立山町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認
定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、
次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集
積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等及び農作業の委託を
行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用
権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用
地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」とい
う。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第
1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農
用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要
があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農
用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の
所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）であ
る当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定用地利用規程で定めるところに従い、
農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特
定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利
用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周
辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用
地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区

域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 立山町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 立山町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）等の指導、助言を求めてきたときは、立山町地域担い手育成総合支援協議会と連携を図りつつ、関係機関・団体の協力が行われるように努める
- ③ 立山町は、特定農業団体の育成に当たっては、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者を指導するものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

立山町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は農業機械銀行方式の活用、農作業の受委託のあっせんの窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

立山町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に

必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 立山町は、カンントリーエレベーター等の農業近代化施設の利用を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 立山町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。
- ③ 立山町は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ④ 立山町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによる、水稲作、転作を含めた望ましい経営の育成を図る。
- ⑤ 立山町は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

立山町は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討すると共に今後10年にわたり第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらの農用地利用の集積を推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、立山町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年4月1日から施行する。

この基本構想は、平成14年3月29日から改正し施行する。

この基本構想は、平成16年3月31日から改正し施行する。

この基本構想は、平成18年9月8日から改正し施行する。

この基本構想は、平成19年6月26日から改正し施行する。

この基本構想は、平成22年6月14日から改正し施行する。

この基本構想は、平成25年9月25日から改正し施行する。

この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から改正し施行する。
この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から改正し施行する。